事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-2 多様性を尊重し合う共生社会をつくる	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　障害福祉課	町田　裕央
施策名	1　互いに支え合う地域共生社会の更なる推進	事業群関係課（室）	福祉保健課、国保・健康増進課	
事業群名	②　障害者等が地域で安心して暮らすための環境整備及び支援	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額	24,158,481

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

　障害者等が住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できるよう、バリアフリー、地域包括ケアシステム、福祉サービスの提供体制等の環境整備を図り、虐待の防止、差別の解消等を推進します。

（取組項目）

ⅰ）障害者福祉施設から一般就労への移行及び工賃向上への支援
ⅱ）障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進
ⅲ）障害を理由とする差別解消の促進
ⅳ）障害福祉サービスの提供体制の確保
ⅴ）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
ⅵ）地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備
ⅶ）福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合	目標値①		100%	100%	100%	100%	100%	100%（R12）
		実績値②	100%（R5）						進捗状況
		達成率②／①							―

（進捗状況の分析）

　障害を理由とした差別に関する相談については、令和7年度において29件の相談がなされ、解決に至った事案の割合は100%であり、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できる環境整備に寄与できている。障害者が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現のためには、不当な差別的取扱いをなくすことや合理的配慮を提供することなど、障害者に対する差別の解消が重要であることから、引き続き、全ての事案における解決を目指す。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績 / R7実績 / R8計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標 / R7目標 / R8目標	R6実績 / R7実績	達成率	令和７年度事業の成果等
取組項目i	○	1	障害者一般就労・工賃向上支援事業費	4,793	4,161	3,942	―			●事業内容 障害者が地域社会において自立した生活を送れるよう、福祉施設での就労から一般就労への移行及び就労継続支援事業所等の工賃向上に向けた支援を行う。 ●実施状況 就労移行支援事業所等職員の育成を図ることなどにより、福祉施設での就労から一般就労への移行を支援した。一方、一般就労が困難な方に対しては、工賃向上を図ることを目的に、障害者就労施設職員向けに、商品販売戦略や生産効率の改善等経営的視点から考える工賃向上セミナーを開催した。	【活動指標】 就労移行支援事業所等職員研修（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・福祉施設からの一般就労については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、令和2年度には122人に減少したが、その後は増加し、令和6年度は267人、令和7年度は281人となっている。平均工賃月額についても年々増加している。 【一般就労者数】 R元:193人、R2:122人、R3:156人、R4:199人、R5:242人、R6:267人、R7:281人 【平均工賃月額】 R元:17,664円、R2:17,980円、R3 :19,150円、R4:19,341円、R5 :25,144円、R6:26,029円、R7 :28,003円（速報値） ※R5年度実績から算定方法に変更あり。
				4,916	4,338	4,029						1	1	100%	
				4,934	4,341	4,083						1			
			H18-								【活動指標】 R8-：障害福祉サービス事業所に専門家支援を行った事業所数（箇所）				
												5			
											【成果指標】 福祉施設からの一般就労者数（人）	282	267	94%	
												282	281	99%	
												282			
											【成果指標】 障害福祉サービス事業所で福祉的就労をしている障害者の平均工賃月額（円）	21,000	26,029	123%	
												21,700	28,003（速報値）	129%	
			障害福祉課	―	―	―				障害福祉サービス事業所等		27,500			
取組項目i		2	障害者就業生活支援事業	44,669	22,335	3,942	障害者雇用促進法			●事業内容 障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業と生活面の一体的な支援を行う。 ●実施状況 障害者の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターを設置している。センター経費のうち、生活支援員の経費を負担した。	【活動指標】 センター設置個所数（箇所）	8	7	87%	●事業の成果 ・障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の職業生活における自立を図るため、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行った。 ・令和7年度のセンター登録者数は、目標に達しており、平成23年度以降、年々増加している。 【センター登録者数】 R元:1,907人、R2:1,986人、R3:2,031人、R4 :2,096人、R5:2,276人、R6:2,481人、R7 :2,513人
				45,974	22,987	4,029						8	7	87%	
				50,252	25,127	4,083						8			
			H14-								【成果指標】 登録人数（人）	2,280	2,481	108%	
												2,490	2,513	100%	
												2,520			
			障害福祉課	―	―	―				社会福祉法人等					
取組項目i		3	農福連携による障害者の就農促進事業費	2,902	1,451	3,942	―			●事業内容 農業分野での障害者の就労支援、工賃向上及び農業分野への職域拡大に繋げるための支援を行う。 ●実施状況 就労継続支援Ｂ型事業所へ農業技術者や6次産業化の専門家の派遣及び農家と事業所とのマッチングを実施した。 また、福祉施設で生産した農作物や農産加工品の販売会（農福マルシェ）を開催し、販路の拡大と農業分野での障害者の就労にかかる普及啓発を図った。	【活動指標】 専門家の派遣を行った事業所数（箇所）	10	11	110%	●事業の成果 ・農福連携は、「労働力不足」という農業側の課題と「就労先の確保及び工賃向上」という福祉側の課題をあわせて解決できる取組として有益であり、当事業の推進が、工賃の向上や農業への理解促進に繋がっている。事業所のニーズに合わせて専門的な助言指導が受けられることで、収穫量や売上の増加に寄与することができた。
				2,808	1,404	4,029						10	11	110%	
				2,656	1,328	4,083						10			
			H28-								【成果指標】 農業分野の事業拡大等を行った事業所数（箇所）	7	7	100%	
												7	6	85%	
			障害福祉課	―	―	―				障害福祉サービス事業所等		7			

取組項目ii	○	4	障害者スポーツ振興費	27,216	2,177	5,125	●事業内容 障害に対する理解促進や共生社会の実現に向けた障害者スポーツ大会等の開催や選手への支援。 ●実施状況 長崎県障害者スポーツ大会の開催や、全国障害者スポーツ大会への本県選手団派遣、長崎県障害者スポーツ協会運営費の一部補助を行い、県内の障害者スポーツの普及・振興を図った。	【活動指標】 障害者スポーツレクリエーション教室の開催回数（回）	37	24	64%	●事業の成果 ・障害者スポーツの裾野を広げる取組として、障害者スポーツレクレーション教室を開催し、スポーツに取り組む楽しさと継続の必要性を指導した。 ・県障害者スポーツ大会を開催したほか、滋賀県で開催された全国障害者スポーツ大会に本県選手団の派遣を行った。
				27,764	1,597	5,237			37	20	54%		
				46,644	1,934	5,307			20				
			S38-	身体障害者福祉法第21条				【成果指標】 県障害者スポーツ大会参加者数(人)	1,395	913	65%		
									1,395	903	64%		
			障害福祉課	○	—	—	長崎県障害者スポーツ協会、身体障害者、知的障害者、精神障害者		903				
取組項目ii		5	障害者芸術文化活動普及支援事業費	6,837	3,419	4,730	●事業内容 障害者による芸術文化活動を普及させ、障害者の芸術活動を通して、障害者の社会参加を促進させる。 ●実施状況 芸術文化活動を行う障害者や家族、障害福祉施設、文化施設、支援学校等を支援する拠点を設置し、「県内の福祉施設等への相談支援」「芸術文化活動を支援する人材の育成」「関係者のネットワークづくり」「発表等の機会の創出」「情報収集・発信」に取り組み、県内の障害者芸術文化の普及・振興を図った。	【活動指標】 福祉施設等にする技術等支援の回数（回）	10	29	290%	●事業の成果 ・障害者本人やその家族、事業所等への相談支援や事業所等を対象としたセミナー等を実施し、障害者芸術の普及・振興を図った。
				5,687	2,844	4,834			10	9	90%		
				2,186	1,093	4,899			10				
			R2-	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律　第9～19条				【成果指標】 支援を受けて芸術文化活動を行った障害者数（人）	150	601	400%		
									150	299	199%		
			障害福祉課	○	—	—	県内に事務所を置く社会福祉法人等		150				
取組項目ii		6	愛の県民運動費	7,281	2,434	1,577	●事業内容 愛の福祉基金の造成及び運用利息の配分。 ●実施状況 障害者の福祉向上を図るため、県民の理解を深め、善意を結集させる募金による基金造成の活動を行うとともに、積立金の運用利息等により、障害者福祉団体等が実施する障害福祉事業に対して助成を行った。	【活動指標】 寄付件数（件）	382	358	93%	●事業の成果 ・8件の県内障害者福祉団体、ボランティア団体に対して助成を行い、障害者福祉の増進に寄与した。寄付については、件数は低下したが、金額は目標を上回った。
				10,279	2,732	1,611			382	334	87%		
				10,560	2,847	1,633			382				
			S47-	長崎県愛の福祉基金条例				【成果指標】 寄付額（千円）	2,000	1,510	75%		
									2,000	4,711	235%		
			障害福祉課	—	—	—	募金者、障害者福祉団体、ボランティア団体、身体・知的・精神障害者		2,000				
取組項目ii		7	長崎県障害者施策総合推進事業費	235	235	1,577	●事業内容 障害者基本計画に基づいて障害者施策の推進を図るために、障害者施策推進協議会において各界関係者の意見を伺う。 ●実施状況 障害者施策の総合的・計画的な推進に必要な事項の調査審議等のため、障害者施策推進協議会を開催した。	【活動指標】 障害者施策推進協議会の開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・障害者施策推進協議会において、県の施策等に関する報告を行い、委員から意見を聴くことで、次年度以降の障害者施策の方向性や内容の再確認を行った。
				156	156	1,611			1	1	100%		
				799	799	1,633			2				
			H14-	障害者基本法　第36条				【成果指標】 —	—	—	—		
									—	—	—		
			障害福祉課	○	—	—	県民		—				
取組項目iii	○	8	障害者差別対策事業費	8,246	8,048	3,942	●事業内容 障害を理由とした差別に関する調整機関及び相談体制の設置・運営、障害のある人に対する理解促進のための啓発等を行う。 ●実施状況 条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施した。	【活動指標】 条例説明会等の開催回数（回）	10	21	210%	●事業の成果 ・条例の普及啓発や、相談のあった差別事案の解決、推進会議の開催等を実施することで障害のある人への理解が深まった。 （相談件数） R2：22件、R3：39件、R4：48件、 R5：28件、R6：32件、R7：29件
				9,070	8,921	4,029			10	16	160%		
				10,604	10,304	4,083			10				
			H24-	障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例				【成果指標】 相談のあった差別事案のうち、解決に至った事案の割合（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			障害福祉課	—	—	—	県民		100				

取組項目iv	○	9	自立支援給付費	10,997,264	10,997,264	1,971	●事業内容 障害福祉サービスの利用に係る給付費に対する負担。 ●実施状況 障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援など）の利用に係る給付費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】 訪問系サービスの利用実績（時間） ※3月提供分	数値目標なし	56,660	―	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画（障害者総合支援法）に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。
				11,428,124	11,428,124	2,015			数値目標なし	58,443	―	
				11,420,377	11,420,377	2,042			数値目標なし			
			H18-	障害者総合支援法第94条				【成果指標】 ―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―	―	社会福祉法人等		―	―	―	
									―			
取組項目iv		10	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費	1,103	0	395	●事業内容 障害福祉サービス事業所における処遇改善加算の取得を支援。 ●実施状況 処遇改善加算等の取得促進のための事業所への助言など、長崎県社会保険労務士会へ委託を行い、障害福祉サービス等事業所に対する支援体制の確保を行った。	【活動指標】 社労士の派遣個所数（回）	60	13	21%	●事業の成果 ・令和7年度は1,024の事業所が加算Ⅰによる収入を得て賃金改善を実施し、一定の成果が得られた。
				1,159	0	403			60	13	21%	
				5,723	0	409			60			
			H29-	―				【成果指標】 加算Ⅰ取得事業所数（事業所）	898	832	92%	
			障害福祉課	―	―	―	社会福祉法人等		898	1,024	114%	
									1,217			
取組項目iv		11	療養介護医療費	114,364	114,364	789	●事業内容 療養介護の利用に係る介護医療給付費に対する負担。 ●実施状況 療養介護（医療型ケアが必要な障害者へのサービス）の利用に係る介護医療給付費に要する経費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】 サービスの利用実績（人） ※3月提供分	数値目標なし	511	―	●事業の成果 ・長崎県障害福祉計画（障害者総合支援法）に基づき障害福祉サービスの計画的な提供を図った。
				120,288	120,288	806			数値目標なし	498	―	
				109,234	109,234	817			数値目標なし			
			H18-	障害者総合支援法第94条				【成果指標】 ―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―	―	社会福祉法人等		―	―	―	
									―			
取組項目iv		12	障害児施設支援費	3,552,653	3,246,318	2,551	●事業内容 障害児通所給付等に対する負担。 ●実施状況 障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど）の利用に係る給付費に対する県の負担金を支出した。（国1/2、県1/4、市町1/4）また、障害児入所支援に要する経費（国1/2、県1/2）を支出した。	【活動指標】 放課後等デイサービスの利用実績（人） ※3月提供分	数値目標なし	62,339	―	●事業の成果 ・長崎県障害児福祉計画（児童福祉法）に基づき障害児サービスの計画的な提供を図った。
				3,611,706	3,305,984	2,579			数値目標なし	67,408	―	
				3,552,594	3,228,352	2,613			数値目標なし			
			H24-	児童福祉法第24条				【成果指標】 ―	―	―	―	
			障害福祉課	○	―	―	社会福祉法人等		―	―	―	
									―			
取組項目iv		13	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業（医療介護基金）	389	0	789	●事業内容 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に対する研修の実施。 ●実施状況 医療行為である喀痰吸引について、介護職員等に必要な知識及び技能を修得させる研修（重度障害者等を対象とした特定の者）を実施した。	【活動指標】 研修開催回数（回）	3	3	100%	●事業の成果 ・県による基本研修を2回、長崎県教育委員会による基本研修を1回実施した。 ・喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を6圏域において1箇所以上確保することができた。
				393	0	806			3	3	100%	
				861	0	817			3			
			R元-8	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第6条				【成果指標】 喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業所等（通所）を各圏域に1箇所以上確保する。（箇所）	8	5	62%	
			障害福祉課	○	―	―	介護職員等		8	6	75%	
									8			

取組項目iv		14	地域生活支援事業費	250,034	202,859	0	●事業内容 地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者（児）の自立した日常生活又は社会生活の促進に寄与する。 ●実施状況 点訳奉仕員養成研修等を実施したほか、市町等が実施する意思疎通支援、移動支援や日常生活用具の給付事業等に対して助成を行うなど、障害者の福祉の増進を図った。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・手話通訳者等の派遣による意思疎通支援、余暇活動等の補助のための移動支援、入浴補助用具等の日常生活用具給付事業等を行い、福祉の増進を図った。
				238,582	206,100	0		支援市町数	21	21	100%			
				248,698	207,848	0			21					
			S47-	障害者総合支援法第77条、第78条				【成果指標】	実施	実施	100%			
								地域生活支援事業（県事業）実施の有無	実施	実施	100%			
			障害福祉課	○	—	—	県、市町、障害者関係団体		実施					
取組項目iv		15	身体障害者更生医療給付費	662,817	662,817	2,365	●事業内容 障害者総合支援法に基づき、身体障害者に対し、当該障害を除去または軽減し、生活能力を得るために必要な医療について、医療費の自己負担額を軽減する。 ●実施状況 市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行った。（国1/2、県1/4、市町1/4）	【活動指標】	数値目標なし	66	—	●事業の成果 ・市町の身体障害者更生医療に要する経費に対する県費負担分の給付を行い、対象身体障害者の医療費自己負担の軽減を図った。
				640,380	640,380	2,417		指定医療機関数（箇所）	数値目標なし	66	—			
				631,000	631,000	2,450			数値目標なし					
			S29-	障害者総合支援法第2条、58条				【成果指標】	—	—	—			
								—	—	—	—			
			障害福祉課	○	—	—	市町		—					
取組項目iv		16	特別障害者手当等給付費	67,559	16,889	1,577	●事業内容 在宅重度障害者に対する特別障害者手当等の給付に要する経費。 ●実施状況 在宅の重度障害者（児）に対し、その重度の障害のために生じる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給した。	【活動指標】	数値目標なし	255	—	●事業の成果 ・受給資格者の所在地の福祉事務所を通じて、在宅重度障害者（児）に対し特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の給付を行い、在宅で生活する重度障害者（児）の経済的な負担の軽減を図った。
				72,867	19,384	1,611		手当給付者数（人）	数値目標なし	261	—			
				77,951	19,489	1,633			数値目標なし					
			S50-	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第1条				【成果指標】	—	—	—			
								—	—	—	—			
			障害福祉課	○	○	—	在宅の重度障害者（児）		—					
取組項目iv		17	障害者更生相談費	21,193	21,193	394	●事業内容 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の運営にかかる経費。 ●実施状況 身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所の運営を行った。	【活動指標】	数値目標なし	7,714	—	●事業の成果 ・身体障害者手帳・療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談等、知的障害のある方へは、地域生活の支援・相談等を実施した。
				21,696	21,696	403		相談件数（件）	数値目標なし	6,830	—			
				25,089	25,089	408			数値目標なし					
			S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条				【成果指標】	—	—	—			
								—	—	—	—			
			障害福祉課	○	○	—	身体障害のある人及び知的障害のある人		—					
取組項目iv		18	巡回相談費	824	824	158	●事業内容 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施する。 ●実施状況 離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。	【活動指標】	数値目標なし	122	—	●事業の成果 ・離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施し、医学的・心理的等の専門的な判定及び指導を行った。
				428	428	161		巡回相談件数（件）	数値目標なし	121	—			
				549	549	163			数値目標なし					
			S26-	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条				【成果指標】	—	—	—			
								—	—	—	—			
			障害福祉課	○	—	—	離島・へき地に住む身体障害のある人及び知的障害のある人		—					

取組項目iv		19	障害者広域支援事業	548	309	1,577	●事業内容 市町村を越えて広域的な支援を行い、障害者が自立した日常生活を又は社会生活を営むことができることを目的として、都道府県自立支援協議会の運営等の事業を行う。 ●実施状況 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた市町等の相談支援体制整備への支援を行った。	【活動指標】 アドバイザー活動日数(日)	49 49 49	47 52	95% 106%	●事業の成果 ・各市町等が行う障害者相談支援事業について、市町域を越えた広域的な支援を行うために相談支援に関するアドバイザーを配置した。
				754	438	1,611							
				1,550	648	1,633							
			H19-	障害者総合支援法第78条				【成果指標】 市町等の要請に対する支援率（%）	100 100 100	100 100	100% 100%		
			障害福祉課	○	—	—	市町・事業者						
取組項目iv		20	障害者福祉医療費助成費	1,037,080	1,037,080	788	●事業内容 市町が実施する心身障害者医療費に対する助成。 ●実施状況 心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行った。（県1/2、市町1/2）	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	37,180 36,637	— —	●事業の成果 ・各市町へ障害者の医療費に関する補助金を交付することで、障害者及び障害者の家族の経済的負担の軽減を図った。 （補助実績)R5：1,058,924千円／R6：1,036,880千円／R7：1,037,080千円
				1,036,696	1,036,696	806							
				1,105,119	1,105,119	817							
			S49-	長崎県福祉医療費補助金実施要綱				【成果指標】 医療費助成件数（件）	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	674,082 661,841	— —		
			障害福祉課	—	—	—	市町						
取組項目iv		21	障害者扶養共済費	400,861	72,131	4,730	●事業内容 障害者を扶養する保護者の不安を軽減し、障害者の生活を支援する保険制度。 ●実施状況 保護者が生存中に掛金を納付することにより（新規加入は65才未満）、保護者の死亡などの場合に障害者へ年金として月額20,000円（2口加入の場合は月額40,000円）を支給した。	【活動指標】 受給者数(人)	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	881 862	— —	●事業の成果 ・保護者死亡後の心身障害者に対し、年金を支給することで、生活の安定と保護者が抱く不安軽減を図った。
				403,298	75,286	4,834							
				405,859	76,018	4,899							
			S45-	独立行政法人福祉医療機構法第12条第3項の規定による保険約款に基づく保険契約及び長崎県心身障害者扶養共済制度条例				【成果指標】 —	—	—	—		
			障害福祉課	—	○	—	制度加入者		—				
取組項目iv		22	サービス・相談支援者等養成研修費	2,607	1,304	1,971	●事業内容 障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等提供する者又はこれらのものに対して必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることを目的とする。 ●実施状況 国研修を受講した者を講師として、相談支援従事者及びサービス管理責任者を養成する研修を行ったほか、多様で複雑なニーズに対応するため、より専門的な分野に関する研修を行った。	【活動指標】 初任者研修の開催回数（回）	1 1 1	1 1	100% 100%	●事業の成果 ・障害児（者）の抱える課題に対する適切な支援のための相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成ができた。
				2,505	1,253	1,611							
				2,721	1,361	1,633							
			H18-	障害者総合支援法78条				【成果指標】 初任者研修による養成者数（人）	60 60 60	78 64	130% 106%		
			障害福祉課	○	—	—	受講希望者						
取組項目iv		23	透析患者の送迎支援事業費	2,379	2,379	3,154	●事業内容 透析治療のために定期的に医療機関へ通院されている方で、通院費用の負担が特に大きい患者に対する交通費助成。 ●実施状況 令和7年7月から事業を開始し、通院費用の負担が特に大きい透析患者に対する交通費を助成した。	【活動指標】 -R6：検討会の開催回数（回） R7-：制度の周知機関数	2 86 86	2 86	100% 100%	●事業の成果 通院費用の負担が特に大きい透析患者に対する交通費を助成し、患者の経済的負担を軽減した。
				938	938	3,223							
				1,850	1,850	3,266							
			R6-	—				【成果指標】 -R6：透析患者の送迎支援制度の構築 R7-：延べ助成者数（人）	1 数値目標なし 数値目標なし	1 25	100% —		
			障害福祉課	—	—	—	県民						

取組項目iv		24	施設整備助成費	84,383	28	3,154	●事業内容 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成。 ●実施状況 社会福祉法人等が行う施設整備に対する助成により、障害者支援施設等1か所を整備した。	【活動指標】 —	—	—	—	●事業の成果 ・施設整備補助金を活用して障害福祉サービス事業所が整備されたことにより、事業所の利用を希望する障害者等の機会と選択の幅が広がった。 ・施設整備への助成を行うことにより障害福祉サービスの確保・充実が図られた。
				33,689	30	3,223			—	—	—	
				340,803	101	3,266			—			
			S43-	—				【成果指標】 施設整備（助成）件数（件）	数値目標なし	3	—	
									数値目標なし	1	—	
			障害福祉課	—	—	—	社会福祉法人等		数値目標なし			
取組項目iv	○	25	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業費	8,372	0	1,577	●事業内容 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるための体制を構築。 ●実施状況 在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等（者含む。）やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等を行った。	【活動指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修実施回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・コーディネーター養成研修を行い、24名のコーディネーターを養成した。
				9,508	0	1,611			1	1	100%	
				11,106	0	1,633			1			
			H27-	児童福祉法第56条の6、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条				【成果指標】 医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者数（人）	20	22	110%	
									20	24	120%	
			障害福祉課	○	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		20			
取組項目iv		26	医療的ケア児支援センター運営事業費	8,311	4,156	3,942	●事業内容 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談に対して総合的に対応し、地域で安心して生活できる体制を整備。 ●実施状況 医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児とその家族からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図った。	【活動指標】 医療的ケア児支援に係る研修会・協議会の開催、参画回数（回）	10	10	100%	●事業の成果 ・対象者や関係機関からの各種相談に対応するとともに、地域の支援体制構築に係る支援を行った。
				8,367	4,184	4,029			10	10	100%	
				8,367	4,184	4,083			10			
			R4-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第14条				【成果指標】 医療的ケア児に係る支援体制が整備された市町数（市町）	8	8	100%	
									12	12	100%	
			障害福祉課	—	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		16			
取組項目iv		27	医療的ケア児等レスパイト支援事業費	1,728	1,728	3,153	●事業内容 医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助。 ●実施状況 医療的ケア児に対する訪問看護に係る費用を補助することで、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図った。	【活動指標】 指定医療機関数（箇所）	3	2	66%	●事業の成果 ・医療機関については2箇所指定をしていたが、受入体制の確保等の問題から受入が進まない状況が続き、指定を取り下げ。 ・訪問型については9市町で実施されたことによって家族の負担軽減に繋がった。
				1,688	1,688	3,223			3	0	0%	
				5,400	5,400	3,266			3			
			R5-	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第5条				【成果指標】 医療機関におけるレスパイト受入延日数（日）	360	0	0%	
									360	0	0%	
			障害福祉課	—	—	—	長崎県における医療的ケアが必要な小児等		360			
取組項目iv		28	指定難病対策費	2,874,181	1,469,670	31,536	●事業内容 指定難病患者に対し医療費の助成を行う。 ●実施状況 対象となる指定難病患者に対し医療費を助成し、良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図った。	【活動指標】 指定難病認定件数（件）	数値目標なし	14,294	—	●事業の成果 ・難病患者に対する医療費の助成を行い、療養生活に係る負担の軽減や、良質な医療の確保に寄与した。 ・医療受給者証申請手続等の機会を通じて在宅の難病患者で支援を必要とする者の把握に努め、適切な在宅療養支援へとつなげた。
				3,082,633	1,577,445	32,228			数値目標なし	14,938	—	
				3,308,744	1,692,745	32,660			数値目標なし			
			H27-	難病の患者に対する医療等に関する法律 第5条				【成果指標】 —	—	—	—	
									—	—		
			国保・健康増進課	○	○	—	難病患者		—			

取組項目iv		29	難病特別対策推進事業	38,442	12,839	3,154	●事業内容 難病相談・支援センターを設置し、難病患者やその家族等への相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う。 ●実施状況 難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族等への相談支援を行った。また、ハローワークと連携した相談会やセミナーを開催した。	【活動指標】 地域交流会の実施回数（回）	12	23	191%	●事業の成果 ・難病患者や家族等の相談支援、地域交流活動の促進、就労支援等を行う拠点施設として療養上の悩み、不安の解消や就労に対し支援を実施した。 ・難病カフェ等の交流イベントを開催し、難病患者の社会参加の機会を増やしながら相談対応を実施した。 ・引続き難病患者の自立支援や不安解消に必要であるため、継続して支援を行う。
				21,474	10,767	3,223			12	24	200%		
				25,281	13,170	3,266			12				
			H18-	難病の患者に対する医療等に関する法律 第28・29条				【成果指標】 難病相談・支援センターでの各種相談件数（件）	1,200	1,060	88%		
									1,200	1,106	92%		
			国保・健康増進課	○	—	—	難病患者・家族		1,200				
取組項目v	○	30	保健所精神保健費	2,395	2,395	20,499	●事業内容 保健所において、精神障害者の相談、訪問指導、関連組織の育成指導、社会復帰の促進及び老人精神保健相談等を行う。 ●実施状況 ・精神障害者及び精神保健に関する課題を抱える者の相談支援、早期治療の促進、地域生活及び自立と社会活動への参加の促進を実施した。・心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、思春期・青年期・高齢期等のライフステージごとのメンタルヘルス及び精神疾患の課題、自殺に関する相談、ひきこもりの相談、依存症等の相談、精神障害者及びその家族等からの多岐にわたる相談対応を実施した。・当事者団体や家族会等の団体活動に対し、必要な助言や情報提供等の支援を行った。	【活動指標】	500	438	87%	●事業の成果 ・精神通報などの緊急対応、その後の支援に係る相談、その他精神に問題を抱える多様なケースに対し、電話相談、面接相談、訪問により、必要時は市町、関係機関、民間団体等と連携し、的確な助言・指導を行うことができた。 ・法改正により市町においても相談体制を整備することとなったことから、市町で相談援助が担えるよう市町支援を行い、相談体制の充実を図った。
				1,611	1,611	20,949		地域精神保健医療福祉協議会ネットワーク構築のための会議出席者数（人）	500	420	84%		
				2,957	2,957	21,229			500				
			S41-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条				【成果指標】 訪問・相談者数（人）	5,000	4,138	82%		
									5,000	4,072	81%		
			障害福祉課	○	—	—	県民		5,000				
取組項目v		31	精神障害者社会参加促進事業	3,756	2,041	16,557	●事業内容 ノーマライゼーションの理念の実現に向け、精神障害者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるよう、また、コミュニケーション、文化、スポーツ活動等自己表現、社会参加を通じてQOL向上が図れるよう、必要な社会参加促進施策を総合的かつ効果的に実施し、障害者に対する県民の理解を深め、誰もが明るく暮らせる社会創りを促進する。 ●実施状況 ・「にも包括」構築に向けた協議の場として、県、各圏域において、保健・医療・福祉の関係者で構成する協議の場を設置し協議した。 ・市町における相談支援体制の構築を図るため、また各市町における「にも包括」構築推進を図るための市町支援（現状の整理や評価に係る協議の場の開催等）を行った。 ・精神疾患や精神障害に対する理解の深化を目的に心のサポーター養成研修等を開催し普及啓発を行った。・精神科病院の入院者のうち、特に病院外との交流が途絶えやすくなるものを対象に、入院者訪問支援事業を実施した。	【活動指標】	9	9	100%	●事業の成果 ・退院率は目標を達成できなかったが、R3年度に作成した精神障害にも対応した地域包括ケアシステム評価指標を活用し、保健所を中心に医療、保健、福祉の関係者等が精神障害者の地域移行に関する課題等について協議を行い、関係者との連携体制の構築・強化に繋がった。
				4,199	2,100	16,920		地域移行支援協議会開催数（回）	9	9	100%		
				5,447	2,724	17,147			9				
			H27-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条				【成果指標】 入院後、1年時点の退院率（%）	90	86	95%		
									90	81	90%		
			障害福祉課	—	—	—	県民		90				
取組項目v		32	支援センター（精神）事業費	1,232	888	44,151	●事業内容 精神保健福祉に関する知識の普及を図り、心の健康づくりを増進し、県民の精神的健康の保持・増進を図る。 ●実施状況 県民からの精神保健福祉や依存症等に関する相談を受け、相談者に応じた適切なアドバイスを行い、必要に応じ、関係機関とも協議を行った。	【活動指標】 支援センターが実施した普及・啓発等への参加者数(人)	4,000	3,054	76%	●事業の成果 ・普及・啓発に関しては、参加者数は目標を達成することが出来なかった。しかし、依存症などに関する啓発及び窓口相談の周知を図ることにより、当事者及びその家族からの相談に繋がり、適切な支援を行うことができた。
				1,215	878	45,120			4,000	2,823	70%		
				1,326	960	45,724			2,800				
			H19-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条				【成果指標】 相談対応件数(件)	3,300	5,817	176%		
									3,300	5,920	179%		
			障害福祉課	○	—	—	県民		3,300				

取組項目 v		33	障害者医療対策費	3,206,939	1,623,720	45,728	●事業内容 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理。病院指導、検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策に係わる事業。精神障害者保健福祉手帳の交付。 R6年度から、精神科病院での虐待通報制度の開始。 ●実施状況 精神障害者の措置入院費・自立支援医療費の公費負担及び通報・申請の処理をした。 病院指導・検査、在院患者の病状審査、入院の要否の審査、入院患者の人権擁護等精神医療適正化対策を実施した。 精神障害者保健福祉手帳を交付した。	【活動指標】 自立支援医療（精神通院医療）給付決定件数(件)	数値目標なし	23,575	—	●事業の成果 ・精神医療の適正化に努めることができた。請求件数が多く、審査委員との日程調整が困難等の理由により達成できなかったが速やかな処理に努めている。 ＜令和7年度退院等審査件数＞ 退院請求29件、処遇改善請求24件
				3,288,006	1,749,876	46,731			数値目標なし	23,836	—		
				3,302,755	1,673,269	47,357			数値目標なし				
			H10-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条、第30条、第38条、第40条、第45条				【成果指標】 退院等請求の審査標準処理期間(30日)内処理率(%)	100	97	97%		
									100	95	95%		
			障害福祉課	○	—	—	自立支援医療受給者等		100				
取組項目 v		34	精神保健審議会及び諸費	465	465	789	●事業内容 精神保健福祉審議会の運営及び精神保健業務の執行に要する経費。 ●実施状況 精神保健審議会については、WEBを活用した形式で開催。 保健福祉に関する事項について、各委員から専門的立場で意見を頂いた。	【活動指標】 審議件数（件）	数値目標なし	1	100%	●事業の成果 ・県の精神保健福祉施策の現状等について報告し、専門的知見から意見を頂いた。
				632	632	806			数値目標なし	1	100%		
				838	838	817			数値目標なし				
			S40-	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第9条				【成果指標】 審議案件に対する審議の割合（%）	100	100	100%		
									100	100	100%		
			障害福祉課	○	—	—	審議会委員		100				
取組項目 v		35	高次脳機能障害支援普及事業	1,414	600	27,594	●事業内容 高次脳機能障害のある方に対して的確な医療・福祉サービスを提供し在宅生活支援や社会的な自立の促進を図る。 ●実施状況 高次脳機能障害のある方に対して、的確な医療・福祉サービスを提供し、在宅生活支援や社会的な自立の促進を図った。 高次脳機能障害のある方に対して、障害特性に応じた支援を実施できるよう支援者養成研修を行った。	【活動指標】 在宅支援件数（件）	410	421	102%	●事業の成果 ・地域ネットワークの推進を目的に医療、福祉、労働、教育等の関係者を対象とした研修会を実施し293名が参加。その他、関係団体の研修会等に8回参加し、533名に普及啓発活動を行った。 ・小児家族会やピアサポートの支援等の自助組織の育成支援、成人期家族に対しては家族教室・懇談会等の支援を行っている。 ・センターでは通所リハビリテーション事業を実施しているが、そこで得られた知見を各就労支援等の事業所へ広げていくことが今後の課題である。
				1,215	460	30,725			410	605	147%		
				2,064	755	31,844			410				
			H18-	高次脳機能障害者支援法				【成果指標】 ショートケア（1クール）に５割以上参加できた人の割合（%）	80	100	125%		
									80	100	125%		
			障害福祉課	○	—	—	高次脳機能障害のある方々等		80				
取組項目 v	○	36	児童思春期・大人の発達障害の専門知識を持つ精神科医等育成事業（医療介護基金）	10,582	0	789	●事業内容 長崎県子どもの心のサポート医の継続支援を行うとともに、患者の発達段階に応じ、大人の発達障害等にも対応できる精神科医を養成する。また、身体合併のある精神科救急患者の受入れに対応可能な精神科医等の育成を図り、地域の精神科病院における救急患者受入体制の改善を図る。 ①精神科医等専門研修 ②講演会・シンポジウム ③児童相談所におけるサポート医実地研修 ④サポート医への助言や症例検討会 ⑤小児科医会との連携	【活動指標】 各種専門研修開催数（回）	66	70	106%	●事業成果 ・長崎大学病院が実施する精神科医等専門研修（81回）、特別講演会・講演会（3回）サポート医への助言（2回）や症例検討会（2回）を実施。
				10,247	0	806			66	81	122%		
				10,935	0	817			66				
			R6-8	長崎県地域医療介護総合確保基金補助金実施要綱				【成果指標】 各種研修参加者数（人）	160	415	259%		
									415	290	69%		
			障害福祉課	－	－	－			290				

取組項目vi	○	37	児童発達支援センター等機能強化事業費	1,184	592	1,577	●事業内容 児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域における障害児支援の質の向上を推進し、障害児やその家族への支援体制の強化を図る。 ●実施状況 児童発達支援センターに対し、センター職員のスキルアップ研修や地域の障害児通所支援事業所等に対する支援、研修等を実施するための経費を補助した。	【活動指標】	10	3	30%	●事業の成果 ・児童発達支援センター6カ所に対して障害児やその家族への支援体制の強化を図った。
				3,065	1,473	1,611		児童発達支援センター等からの補助交付申請数（箇所）	10	6	60%		
				7,037	3,519	1,633			10				
			R6-8	長崎県児童発達支援センター等機能強化事業費補助金交付要綱				【成果指標】	49	15	30%		
								技術支援を行った障害児通所支援事業所数(箇所)（累計）	99	85	85%		
			障害福祉課	―	―	―	児童発達支援センター等		149				
取組項目vi		38	発達障害児地域診療体制強化事業費（医療介護基金）				●事業内容 発達障害の診療等に取り組もうとする地域の小児科医等に対し、必要な研修等を実施し、「ながさきブルードクター」として認定し、発達障害児の早期診療、早期療育を図る。☒ ●実施状況 地域の小児科医等に対し、座学研修や陪席研修を実施し、患者や家族からの相談や診療を担う「ながさきブルードクター」を養成し、地域における発達障害児の診療体制の強化を図った。	【活動指標】				●事業の成果 ・地域の小児科医等に対し、座学研修や陪席研修を実施し、ブルードクター48名を養成した。
				3,626	0	1,576		研修実施回数（回）	8	8	100%		
				4,200	0	1,633			8				
			R7-9	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金実施要綱				【成果指標】					
								ネットワーク登録医の養成数（累計）	10	48	480%		
			障害福祉課	－	－	－	長崎県内の小児科医等		70				
取組項目vii	○	39	福祉のまちづくり条例施行事業費	1,203	1,203	3,154	●事業内容 すべての人が安心して暮らせるまちづくりを目指すため、長崎県福祉のまちづくり条例に基づき、おもいやり駐車場制度等の施策を推進する。 ●実施状況 長崎県福祉のまちづくりの推進のため、県に協力施設として登録された障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）を利用できる事業所等を公表するとともに、利用対象となる県民に駐車場利用証を交付した。	【活動指標】	4,720	7,288	154%	●事業の成果 ・利用証交付枚数は前年度から約500枚増加しており、制度の普及が進んでいる。 ・令和7年度は既協力先への働きかけを行い、協力施設が63施設増加した。 （協力施設数・区画数：令和8年3月31日現在908施設、1,839区画）
				838	838	3,223		障害者等用駐車場利用証交付枚数（枚）	5,955	7,822	131%		
				1,392	1,392	3,266			7,169				
			H10-	長崎県福祉のまちづくり条例				【成果指標】	40	-5	0%		
								-R7：障害者等用駐車場協力施設増加数（施設）	16	63	394%		
			福祉保健課	―	―	―	県民全般	R8-：障害者等用駐車場（おもいやり駐車場）区画増加数（区画）	71				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　障害者福祉施設から一般就労への移行及び工賃向上への支援

●実績の検証及び解決すべき課題

　障害者一般就労・工賃向上支援事業費については、障害者就労施設職員向けの工賃向上セミナーの開催や商品販売会の開催などにより、平成28年度以降は年々工賃が向上している。しかしながら、依然として事業所により、平均工賃月額に大きな差が生じており、特に平均工賃月額がロークラス～ミドルクラスの事業所について事業所製品等の品質や生産効率を向上させ、工賃月額の底上げを図る必要がある。また、販売力の更なる向上や職域拡大に繋げるため、新たな商品開発や、新たな分野の開拓などの課題があり、今後も障害者就労施設又は施設職員への継続的な支援が必要である。

　障害者就業・生活支援事業については、令和4年度に上五島圏域に障害者就業・生活支援センターを設置し就業・生活支援を開始することができた。地域における就労支援の資源として、関係機関等と連携し取組を広げている。なお、残る壱岐圏域については、雇用労働政策課等関係機関と連携し、引き続き設置の方向性を検討していく必要がある。成果指標であるセンター登録者数については、毎年確実に増加している。

　農福連携による障害者の就農促進事業費については、就労継続支援B型事業所に農業技術者や6次産業化の専門家を派遣し、農業又は農産物の6次産業化に取組む事業所の更なる就農促進・工賃向上を図っており、販路の拡大、売り上げの増加などの成果が上がっている。また、「農福連携マルシェ」を開催することで農業分野での障害者の就労や、事業所で生産する農産加工品を広く周知しており、引き続き事業所及び県民の理解促進に努めていく。また、農家と事業所（障害者）とのマッチングについては、令和7年度は6事業所から要請があっており、引き続きマッチング支援に取り組んでいく必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　障害者一般就労・工賃向上支援事業費については、令和6年3月に策定した「第7期長崎県障害福祉計画」や令和6年度に策定した「第5期長崎県工賃向上計画」に基づき、事業所の経営力強化や生産効率の向上についてコンサルタントによる経営改善の支援や事業所商品・サービスの販売促進により、平均工賃月額の底上げ、企業や消費者へのＰＲ、販売力の向上等を図る。また、他部局所管の各種支援制度も併せて福祉関係団体や事業所に向けて発信し、事業所の商品開発や販路拡大等を推進する。

　障害者就業・生活支援センターの登録者については年々増加しているが、障害のある人で、就職に関する支援を必要としている人が利用できるよう引き続き周知を行っていく。未設置圏域である壱岐圏域については、令和9年4月以降の設置に向けて、引き続き関係機関と協議・検討を行っていく。

　農福連携による障害者の就農促進事業については、引き続き事業所への専門家派遣を実施し、農業技術の向上やマッチングを支援していく。また、農林部とも連携し福祉と農業の連携を深め、農福連携を推進していく。

ⅱ　障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進

●実績の検証及び解決すべき課題

　県内各地域でスポーツレクリエーション教室を開催するとともに、「障害者スポーツ人材バンク」を活用した指導者派遣を行い、障害者のスポーツ活動機会の拡充に取り組んできた。しかし、スポーツレクリエーション教室の開催回数及び県障害者スポーツ大会の参加者数は、新型コロナウイルス感染症による減少から回復傾向にあるものの、目標値には達していない。

　障害者芸術文化の普及・振興に向け、障害者やその家族、障害福祉施設等を支援する拠点を設置し、相談支援やセミナー等を実施している。これらの取組に加え、全国障害者芸術・文化祭を契機に高まった機運を継承・発展させるため、更なる取組の推進が求められる。

●課題解決に向けた方向性

　障害者スポーツ・レクリエーション教室の開催を通じて、障害者の社会参加及び生活の質の向上を図るとともに、健常者も参加できる教室を実施し、相互交流の促進に取り組む。また、県内の障害者トップアスリートへの支援を強化し、障害者スポーツの機運醸成と理解・普及を図る。

　障害者芸術文化活動を支援する拠点の運営を継続するとともに、全国障害者芸術・文化祭を契機に構築された関係機関や団体等とのネットワークを活用しながら、障害者の創作・発表機会の充実や県民の理解促進に取り組むことで、障害者芸術文化のさらなる普及・振興を図る。

ⅲ　障害を理由とする差別解消の促進

●実績の検証及び解決すべき課題

　障害者が地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現のためには、不当な差別的取扱いをなくすことや合理的配慮を提供することなど、障害者に対する差別の解消が重要であることから、障害者から相談がなされる差別事案について適切に対応する必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　差別に関する相談窓口である広域専門相談員への全ての相談事案について解決を目指し、住み慣れた地域で安心して生活し、社会参加できる環境整備を進めていく。

ⅳ　障害福祉サービスの提供体制の確保

●実績の検証及び解決すべき課題

　障害者総合支援法や児童福祉法などに基づき各種サービスの提供を行った事業所等に対し、報酬の支払いを行うことにより、円滑な障害福祉サービスの提供につながった。

　事業所等に対して、制度の見直し等について周知を図るとともに、適正な手続等を行うよう引き続き研修等を実施していく必要がある。

　難病カフェなどの意見交換の場をWebと対面でのハイブリッド方式で実施することができるようになったため、遠方の方も容易に参加できるようになった。しかし、パソコンなどの利用が不得手な高齢者にとっては、依然として対面での相談支援はニーズがあるため、県北地域並びに他地域における相談体制の強化を引き続き検討していく。

●課題解決に向けた方向性

　障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、各種研修を実施し、施設職員のスキルアップを図っていく。

　長崎県難病相談・支援センターの指定管理者が持っている支援ネットワークを活用し、県北地域を含めた県内全域での相談体制強化を検討していく。

ⅴ　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●実績の検証及び解決すべき課題

　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、協議の場の設置、評価指標の作成、ピアサポーターの養成等を行った。

　今後は、さらなる「にも包括」構築に向けて、市町において構築状況を可視化し、現状と課題を整理しPDCAサイクルに基づく事業展開を図り、各種取組の充実と関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

●課題解決に向けた方向性

　「にも包括」の可視化に向けた評価に係る説明会を開催し、PDCAサイクルに基づく事業展開を効果的に実施できる体制構築を図る。

　また、精神障害者及び家族、地域関係機関等の理解促進や環境整備の充実を進めていく。

vi	地域において発達障害児の診療・療育ができる医療機関や福祉事業所の整備	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　発達障害の診察ができる医療機関が限られる一方、患者は増加していることから、こども医療福祉センター等の専門的医療機関の初診待期期間が長期化しており、早期診察と早期療育が実現できていない。 　児童発達支援センターに対する技術支援を行ってきた結果、支援センター設置数は6箇所（H28）から18箇所（R7）に増加したが、センターの機能強化が図られる必要がある。	●課題解決に向けた方向性 　引き続き、「長崎県こどもの発達障害診療ネットワーク」登録医を養成し、適切な早期支援につなげるとともに、児童発達支援センター等へ技術支援を強化し、児童発達支援センター等を中心に地域全体で障害児への支援の質の向上を図る。
vii	福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化施設整備の促進	
	●実績の検証及び解決すべき課題 　福祉のまちづくりを推進するため、県に協力施設として登録した障害者等用駐車場を利用できる事業所等を公表するとともに、真に必要な方のための駐車スペースを確保する必要があることから、県内共通の障害者等用駐車場利用証（おもいやり駐車場利用証）を交付している。 　令和7年度は利用証の交付枚数の目標が達成されたほか、既存の協力事業者に対して、「おもいやり駐車場だより」を発行し、制度の周知や協力施設、区画の登録の呼びかけを行ったところ、施設数、区画数ともに一定の増加が見られた。長崎県福祉のまちづくりの推進のため、引き続きプラスワン区画の登録拡大も含め、施設に対して登録を働きかけていく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 　おもいやり駐車場の適正利用のため、利用者アンケート結果等を参考に、引き続き県広報媒体を活用した広報、協力施設への協力依頼などを行い、適切な制度運用を図っていく。 ※プラスワン区画・・・施設の出入口近くの一般駐車区画を、車いす以外の方で、利用証を持っている方のための駐車区画としたもの。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1	障害者一般就労・工賃向上支援事業費 H18- 障害福祉課	県全体で工賃向上を目指し、低工賃の事業所を中心に経営や販売の専門家による生産活動の経営改善の助言・援助等を支援し、同様な活動を実施する事業所への参考となるよう横展開を図る。	②	引き続き、低工賃の事業所を中心に経営改善の助言・援助等を実施するとともに、R8年度の実績や効果等について周知することにより横展開を図る。	改善
取組項目i		2	障害者就業生活支援事業 H14- 障害福祉課	未設置の壱岐圏域について、関係機関と連携しながら設置へ向けた取組を実施する。	―	引き続き、障害者就業・生活支援センターによる障害者の生活面の支援を継続し、一般就労の促進と職場定着を推進していく。また、現在未設置の壱岐圏域について、関係機関と連携しながら設置へ向けた取組を実施する。	改善
取組項目i		3	農福連携による障害者の就農促進事業費 H28- 障害福祉課	引き続き、就労継続支援B型事業所に農業技術者や6次産業化の専門家を派遣し、事業所の更なる就農促進・工賃向上に取り組むとともに、農業者と事業所間の農作業の請負に関するマッチングについては、農林部と連携しながら、推進していく。	②	農業者と事業所のマッチングについては、より両者のニーズに合ったマッチングの実施に繋げるように農林部と連携しながら取り組みを図っていく。	改善
取組項目ii	○	4	障害者スポーツ振興費 S38- 障害福祉課	障害者スポーツ・レクレーション教室等において、参加機関（参加者）へ障害者スポーツ大会の更なる周知を実施すると共に、障害福祉サービス事業所に対し、メールにて周知を実施した。	②⑥⑨	事業の一層の効果促進を図るため、各種広報媒体を活用して、障害者スポーツを広く周知していくとともに、健常者と障害者の交流の場としてスポーツ教室を引き続き実施する。	改善

取組項目ii		5	障害者芸術文化活動普及支援事業費 R2- 障害福祉課	令和7年度のながさきピース文化祭２０２５の盛り上がりが一過性のものとならないよう、ピース文化祭を通じて得られたネットワーク等を活かしながら文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組んでいく。	②⑥⑨	本事業により、障害者の芸術文化活動の裾野を拡大し、障害者の自立と社会参加のさらなる促進に取り組む。	改善
取組項目ii		6	愛の県民運動費 S47- 障害福祉課	―	―	寄附については、引き続き障害者（児）に対する県民の理解を深めるとともに、善意を結集させる募金活動や基金箱の設置について県内企業に積極的に働きかける。 また、この募金により造成した基金を活用し、障害者（児）の福祉の向上へ繋げるため、障害者福祉団体等が実施する事業への助成を引き続き実施する。	改善
取組項目ii		7	長崎県障害者施策総合推進事業費 H14- 障害福祉課	―	―	長崎県障害者施策推進協議会は、障害者基本法に規定されている必置機関であり、協議会を継続実施することにより障害者施策の推進を図る。	現状維持
取組項目iii	○	8	障害者差別対策事業費 H24- 障害福祉課	―	―	障害のある人に対する差別を禁止し、差別をなくすための施策の基本となる条例等に対する県民の理解を深めるため、引き続き啓発に取り組む。 また、相談のあった事案については確実に解決していくことが必要であるため、継続して事業を実施する。	現状維持
取組項目iv	○	9	自立支援給付費 H18- 障害福祉課	―	―	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
取組項目iv		10	福祉・介護職員処遇改善加算取得促進特別支援事業費 H29- 障害福祉課	―	―	処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算取得に向けて、今後も専門的な相談員（社労士等）派遣等の周知を図っていく。	現状維持
取組項目iv		11	療養介護医療費 H18- 障害福祉課	―	―	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持
取組項目iv		12	障害児施設支援費 H24- 障害福祉課	―	―	児童福祉法に基づく障害児サービス事業所に対する実地指導や集団指導等を通じてサービスの適正な提供体制を確保していく。	現状維持

取組項目iv		13	福祉・介護職員等によるたんの吸引等研修事業（医療介護基金） R元-8 障害福祉課	一部圏域においては、喀痰吸引実施可能な事業者の養成ができていないため、引き続き、各圏域で実施できるよう修了者の養成を行っていく。	②	喀痰吸引を実施できる障害福祉サービス事業者等（通所）を各圏域に確保するため、引き続き、事業所への働きかけや各市町（障害、こども関係）への周知など効率的に圏域を増やしていく。	改善
取組項目iv		14	地域生活支援事業費 S47- 障害福祉課	ー	―	障害者（児）の福祉の増進が図られ、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、引き続き、地域の特性や心身、生活の状況に応じた柔軟な事業の実施に取り組んでいく。	現状維持
取組項目iv		15	身体障害者更生医療給付費 S29- 障害福祉課	ー	―	身体の機能障害を軽減または改善するための医療費を支給することから、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療提供体制の確保に努めていく。	現状維持
取組項目iv		18	巡回相談費 S26- 障害福祉課	ー	―	法に基づき、離島・へき地の身体障害者並びに知的障害者に対して巡回による相談を実施していることから制度の見直し等にはなじまないが、引続き専門的な判定及び指導に努めていく。	現状維持
取組項目iv		19	障害者広域支援事業 H19- 障害福祉課	ー	―	各市町が行う障害者相談支援事業について、広域的な支援を行うため、専門性の高いアドバイザーを配置し、地域における相談支援体制の整備を推進していく。また、地域自立支援協議会等を通じて、アドバイザー派遣事業の活用を促していく。	現状維持
取組項目iv		20	障害者福祉医療費助成費 S49- 障害福祉課	ー	―	心身障害者の福祉の増進を図るため、市町が実施する医療費助成に対し、補助を行うものであり制度の見直し等にはなじまないが、県と市町からなる長崎県福祉医療制度検討協議会障害者専門分科会において決定された医療費助成を実施していく。	現状維持
取組項目iv		21	障害者扶養共済費 S45- 障害福祉課	ー	②	引き続き、障害者の保護者死亡後に終身年金を給付する本制度を実施する。	現状維持
取組項目iv		22	サービス・相談支援者等養成研修費 H18- 障害福祉課	ー	②	相談支援事業所における相談支援専門員と障害福祉サービス事業者におけるサービス管理責任者の研修については、障害者総合支援法で受講が必須とされており、県内の相談支援体制の充実のため、引き続き実施していく。	現状維持

取組項目iv		23	透析患者の送迎支援事業費 R6- 障害福祉課	制度周知用のチラシを刷新し、制度の認知度向上に努める。	②⑤	透析医療機関や患者団体との連携を強化し、制度の対象となる方へ確実に情報が届く仕組みづくりを進めていく。また、制度利用状況や利用者の意見を把握し、より利用しやすい制度運営に努めていく。	改善
取組項目iv		24	施設整備助成費 S43- 障害福祉課	―	―	障害福祉計画に掲げる政策において、重要となる施設については計画的に整備を促していく必要があり、そのための支援は必要である。限られた予算の中で、何（どの種の施設）を優先するのかを検討しながら整備を進めていく。	現状維持
取組項目iv		25	医療的ケアが必要な在宅小児等に対する支援事業費 H27- 障害福祉課	―	☒	在宅で療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族の地域での生活を支えるために、医療と福祉が連携し、必要なサービスを提供する体制の構築等に努めていくとともに、引き続き、受け入れ先の確保に向けた支援体制の充実を図る。	改善
取組項目iv		26	医療的ケア児支援センター運営事業費 R4- 障害福祉課	―	―	医療的ケア児支援センターにおいて、医療的ケア児とその家族等からの各種相談に対応し、各地域の支援者や関係機関と連携しながら総合的に対応を図り、医療的ケア児等が地域で安心して生活できる体制の整備を促進していく。	改善
取組項目iv		27	医療的ケア児等レスパイト支援事業費 R5- 障害福祉課	―	―	医療機関での短期入所サービス、日中活動している場や外出先における訪問看護に係る費用について補助を行い、医療的ケア児等を介助する家族の負担軽減を図るものであるが、受入れ体制の確保の問題等から、受入れが進まない状況が続いており、制度を見直して新たな事業を検討する。	終了
取組項目iv		28	指定難病対策費 H27- 国保・健康増進課	―	―	難病法に基づき、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的としており、制度の見直し等にはなじまないが、法の適切な実施と必要な医療費助成に努めていく。	現状維持
取組項目iv		29	難病特別対策推進事業 H18- 国保・健康増進課	難病医療懇談会での意見交換を通じて、拠点病院からかかりつけ医まで難病患者に対する支援の役割を明確化し、最適な難病医療連携体制を構築する。 難病患者の相談支援については、リモートによる会議参加、遠隔相談対応など、状況に応じた相談会の実施など、長崎地域以外での相談機会の拡大を図ることとし、効果的な相談支援を行う。	②	懇談会などの情報交換を継続しながら、難病患者への支援に対する課題などを整理するとともに、協力病院、基幹協力病院の認定数を増していき、難病患者が利用しやすい医療連携体系の構築を図る。 長崎地域以外での相談支援業務の強化を図るため、オンラインでの相談やＳＮＳを活用した相談対応も含め、難病患者の療養生活支援を実施する。	改善

取組項目v	○	30	保健所精神保健費 S41- 障害福祉課	—	—	保健所において、精神障害者についての正しい知識を普及啓発するとともに、精神障害者への早期治療の促進、社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るために、┌電話相談、来所相談、訪問指導、関連組織の育成指導等を、市町、関係者、関係機関との連携を行いながら、引き続き実施する。	現状維持
取組項目v		31	精神障害者社会参加促進事業 H27- 障害福祉課	精神保健福祉法の改正に伴い、市町が実施する精神保健に関する相談について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象となったことから、市町の相談支援体制整備への協力とバックアップ体制の強化を図るとともに、新たに入院者訪問支援事業を実施する。 また、入院１年後、退院できていない患者の退院阻害要因を把握するため、病院に対してアンケート調査を実施し、その結果を市町と共有するとともに、「にも包括」の構築状況把握のため、市町や保健所と意見交換を行い、構築の取組を推進していく。	②⑤	市町の相談体制整備に向けた支援は継続して実施する。 また、入院者訪問支援事業は県内全精神科病院に拡充し、実務者会議や推進会議において支援対象者の拡充等見直しを行い事業の改善を図る。 さらに、市町における「にも包括」構築状況の全体像を見える化し、構築推進に向けた県の取組を検討するとともに、長期入院者の現状により、市町、保健所、長寿社会課等関係部署と連携し、取組を検討する。	改善
取組項目v		32	支援センター（精神）事業費 H19- 障害福祉課	精神保健福祉法改正により市町が行う相談支援においては精神障害者だけでなく精神保健に課題を抱える者も対象となること及び都道府県は市町に適切な支援を行うことが明記されたことから、令和７年度は新たに精神保健福祉相談員の養成に加え、母子保健の分野で相談支援を担う職員に対する研修会を実施した。令和８年度も市町の相談支援体制整備を目指して引き続き実施するとともに、庁内で連携体制の構築を担う等推進力を発揮する専門職の育成を行っていく。	②⑤	県に１か所の精神保健の中核機関として、市町の相談支援体制整備を目指し、引き続き関係機関との連携を図りながら複雑困難な精神保健に関する相談に対応するとともに、様々な機会や媒体を活用した住民への普及啓発、関係者に対する研修等を実施する。	改善
取組項目v		33	障害者医療対策費 H10- 障害福祉課	—	—	引き続き精神障害者の外来通院医療費の負担軽減等を実施していく。 また、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
取組項目v		34	精神保健審議会及び諸費 S40- 障害福祉課	—	—	精神保健福祉に関する事項について、引き続き、専門的立場から総合的に調査審議し、精神科入院患者の人権擁護等を推進し、精神医療の適正化を図る。	現状維持
取組項目v		35	高次脳機能障害支援普及事業 H18- 障害福祉課	—	—	高次脳機能障害のある方に対して的確な医療・福祉サービスを提供し在宅生活支援や社会的な自立の促進のため、地域支援体制の整備を図る。	現状維持

取組項目v		36	児童思春期・大人の発達障害の専門知識を持つ精神科医等育成事業（医療介護基金） R6-8 障害福祉課	―	―		終了
取組項目vi	○	37	児童発達支援センター等機能強化事業費 R6-8 障害福祉課	事業の更なる推進にあたっては、各地域の保育園や障害児通所支援事業所等を支援するための人材育成がまず必要であることから、センター職員の人材育成のためにより活用しやすくなるよう、制度の一部を見直した。 併せて、令和６年度の取組事例等を各センターに周知し、事業を活用するセンターの増加を図った。	②⑨	障害児の療育のニーズは増加傾向にあり、これに伴って地域の療育の中核を担う児発センター数及び交付申請数も増加傾向にあることから、現場のニーズに応じた必要な見直し等を行い、新規事業を構築予定。	改善
取組項目vi		38	発達障害児地域診療体制強化事業費（医療介護基金） R7-9 障害福祉課	令和7年度の「ながさきブルードクター」認定者に対し、フォローアップ研修等を実施し、発達障害児の地域診療体制の向上を推進する。	②	「ながさきブルードクター」同士または専門医療機関とのコミュニケーションを促進するための仕組みを導入し、ネットワーク機能の強化を図る。	改善
取組項目vii	○	39	福祉のまちづくり条例施行事業費 H10- 福祉保健課	令和7年12月末までに実施した利用者アンケートの結果により、おもいやり駐車場の利用時における課題が把握されたことから、当該課題について「おもいやり駐車場だより」により協力施設へ定期的に周知し、利用環境の改善及び利便性の向上を図るものとする。	②	令和7年度に実施した利用者アンケート結果を元に、長崎県福祉のまちづくり推進協議会において協議を行い、アンケート結果を踏まえた制度の改正や制度運用の改善等の検討を行い、協議結果に基づき、制度運用を行っていく。 また、協力事業者等に対して、引き続き制度の周知啓発や協力施設、駐車区画の登録を呼びかけることにより、制度の適正利用、駐車区画のさらなる拡大を図る。	改善

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点①　事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点②　指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③　人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④　政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤　県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥　県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦　戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧　国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨　経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点